

廃炉環境国際共同研究センターにおける
難測定核種の分析手法開発に係わる
労働者派遣契約
仕様書

廃炉環境国際共同研究センターにおける難測定核種の分析手法開発に係わる労働者派遣契約 仕様書

1. 目的

本仕様書は、日本原子力研究開発機構（以下、原子力機構）福島廃炉安全工学研究所廃炉環境国際共同研究センターで実施する難測定核種の分析手法開発において、基礎データ取得に関する試験作業やそれらに付随する業務に従事する労働者の派遣について定めたものである。

2. 業務内容

（１）廃炉環境国際共同研究センターで運用している分析装置類（ICP-MS, GC-MS, IC, SIMS, TEM, EPMA, SEM, XRD, XPS、ドラフト、マイクロウェーブ分解装置、研磨機、粉砕機等）を用いて、難測定核種の分析手法開発に関わる試験を実施する業務

- ① 分析装置類を用いた実験作業、分析試料の調製、本業務に使用する器具類の準備・洗浄・片付け。
- ② 分析に供する試料の受取・保管・管理、前処理後の分析試料の保管・管理。
- ③ 試験作業で得られたデータ整理、解析業務。

（２）分析装置類の管理業務

- ① 分析装置類のメンテナンス、停電措置、利用スケジュールの管理。
- ② 分析装置類の使用に係る備品・消耗品・試薬・RI・ガスの数量確認・物品管理。
- ③ 外来者、来客等への分析装置類の利用方法の紹介及び普及活動。

（３）実験室利用に関わる管理業務

- ① 実験室内の設備、試薬類、廃液に関するセンターの規程に従った所定の管理
- ② 実験作業に関わる安全管理業務
- ③ 実験設備の定期的な点検業務及び室内の清掃業務。

（４）出張を伴う分析試料採取、外部装置利用の補助業務

- ① （１）において使用する試料の採取のための現地調査業務。
- ② （１）において外部の組織での試料調整や測定装置を用いた試験業務。
- ③ 上記①②に係る準備作業、片付け。

（５）上記に付随する書類作成業務

- ① 上記、(1)～(4)の業務に係るリスト・報告書・マニュアル・各種記録簿や点検簿の作成を行う。
- ② 上記、(1)～(4)の業務に係る契約発注業務、文書作成、文書管理等やその補助業務を行う。

3. 派遣労働者の要件等

派遣労働者の要件については、以下に掲げるものとする。

(1) 派遣労働者の基本的要件

Microsoft ワード、エクセル、パワーポイント、Adobe PDF 等の各種アプリケーションソフトを使用し、文書作成・印刷等の操作ができること。
エクセルについては表計算・グラフの作成、パワーポイントについては発表用スライドを作成することができること

(2) 技術的要件

- ① 分析装置等の分析・取扱いに関する専門知識を有し、分析業務経験を有すること。
- ② 分析装置等に要するガス・RI等の性質を理解し安全に取り扱えること。
また、分析装置類のメンテナンス業務の経験を有すること。点検業務等の管理を行えること。
- ③ 特定化学物質の取扱い経験を有すること。
- ④ 放射線測定機器類の取扱い経験、環境試料の取扱い及び放射線管理に係る経験を有すること。

(3) 業務遂行にあたり派遣労働者が具備すべき条件

- ① 分析装置等の分析・運転に関する専門知識に照らして、指示された業務内容を把握・理解し、装置・試料の性質に応じて問題解決の手段・方法を具体化した上で、安全かつ正確に分析・管理業務を遂行できる。
- ② 分析装置等の管理業務計画を立案するとともに、同計画に基づく業務を正確に遂行できる。

(4) 労働者派遣の条件

派遣労働者を無期雇用派遣労働者に限定する。

- (5) 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度
役職なし。

4. 組織単位

廃炉環境国際共同研究センター 廃炉マネジメントグループ

5. 就業場所

(住所) 福島県双葉郡富岡町本岡大字王塚 790-1

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 福島廃炉安全工学研究所

廃炉環境国際共同研究センター 国際共同研究棟

TEL: 0240-21-3530

その他、指揮命令者と事前に定めた場所。なお、この場所は国が指定する帰還困難区域、居住制限区域の範囲となる場合がある。この場合、区域に応じた災害応急作業等手当を契約書別紙に基づき支払う。

なお、機構が認めた場合に限り必要に応じて在宅勤務を命ずることがある。その場合の就業場所は、派遣労働者の自宅とし、在宅勤務により発生する一切の経費（通信費・水道光熱費等）については、派遣労働者又は派遣元の負担とする。

また、在宅勤務にあたっても、機構のルール及び指示に従うこと。

6. 指揮命令者

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 福島廃炉安全工学研究所
廃炉環境国際共同研究センター 廃炉マネジメントグループ

TEL: 0240-21-3530

7. 派遣期間

令和8年2月1日から令和9年3月31日まで

8. 就業日

土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）、機構創立記念日（10月の第1金曜日とする。但し、10月1日が金曜日の場合は、10月8日とする。）、その他当機構が指定する日（以下「休日」という。）を除く毎日。

ただし、当機構の業務の都合により、休日労働を行わせることができる。なお、休日労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

9. 就業時間及び休憩時間

（1）就業時間 8時30分から17時まで

（2）休憩時間 12時から13時まで

当機構の業務の都合により、就業時間外労働を行わせることができる。

就業時間外の労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

ただし、機構が業務に支障がないと認めた場合は就業時間を変更することができる。なお、指揮命令者は派遣元へ事前に適用の可否を確認するものとする。

10. 派遣先責任者

国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 福島廃炉安全工学研究所
運営管理部 労務副主幹

1 1. 派遣人員

1 名

1 2. 業務終了の確認

機構が定める就業状況報告により本仕様書の定める業務の終了を確認する。

1 3. 提出書類（部数：次の提出先に各 1 部、提出先：「指揮命令者」及び「派遣先責任者」）

- (1) 労働者派遣事業許可証（写）（契約後）
- (2) 派遣元の時間外休日勤務協定書（写）（契約後及び変更の都度速やかに）
- (3) 派遣元責任者の所属、氏名、電話番号（契約後及び変更の都度速やかに）
- (4) 派遣労働者の氏名等を明らかにした労働者派遣通知書（契約後及び変更の都度速やかに）
- (5) 派遣労働者の社会保険、雇用保険の被保険者資格の取得を証する書類（契約後及び変更の都度速やかに）※届出日付又は取得日付を含む。
- (6) その他必要となる書類

1 4. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様で定める提出書類（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

1 5. 特記事項

- (1) 当機構の業務の都合により出張等を命ずることがある。この場合の出張旅費等については、契約書別紙に定める費用を当機構が負担する。
なお、出張及び外勤に当たり、当機構所有の車両を派遣労働者が運転することがある。
- (2) 当機構の業務の都合により学会等への参加を命ずることがある。この場合の学会等参加費については、契約書別紙に定める費用を当機構が負担する。
- (3) 指揮命令者と事前に協議して定めた場所に従事している際に、非常事態が発生した場合は、指揮命令者の指示に従うものとする。
- (4) 本作業は、帰還困難区域となるため、特殊勤務手当に従事者に支給すること。
- (5) 受注者は、本作業に従事する作業員に係る労働条件通知書（労働基準法第 15 条に規定する労働条件を明示した書面）に特殊勤務手当に関する事項が適切に反映されるよう周知する等必要な措置を講じなければならない。

- (6) 受注者は、特殊勤務手当を支給している場合は、適正な賃金及び特殊勤務手当が支給されていることを、原則 3 ヶ月毎に賃金台帳等で確認しなければならない。
- (7) 受注者は、特殊勤務手当を支給している場合は、適正な賃金及び特殊勤務手当が支給されたことを証するため、作業終了後速やかに、指揮命令者に賃金台帳等の書類を提出しなければならない。

以上